

平成30年2月9日
島根県労働委員会事務局（村川・長岡）
TEL：0852-22-5450
FAX：0852-25-6950
Mail：rodoi@pref.shimane.lg.jp

職場のトラブル、専門家に相談してみませんか。

～出雲市で労働相談会を開催します～

「急に会社から辞めてくれと言われた。」、「残業しているのに時間外手当はもらえない。」、「休みたいのに有給休暇はないと言われた。」、「職場でセクハラやパワハラを受けた。」、このようなことでお悩みではありませんか。

労働者と事業主との間でトラブルがおこったとき、その間に入って解決のお手伝いをする機関、それが労働委員会です。

こうした活動について、県民の皆様に広く知っていただくため、下記のとおり労働相談会を実施します。

なお、この取組は、島根・鳥取両県が連携して行います。

記

1 労働相談会

島根労働局、島根県社会保険労務士会と連携し、合同で無料の労働相談会を実施します。

それぞれの相談内容にあわせて、各機関の専門家（弁護士・社会保険労務士など）がチームを組んで、相談に応じます。

(1) 日時

3月4日（日）10：00～15：00

(2) 場所

斐川文化会館（出雲市斐川町荘原・出雲市役所斐川支所となり）

(3) 相談員

弁護士、社会保険労務士など

(4) 相談の対象など

- ・労働者、事業主いずれの方からの相談も受け付けます。
- ・相談内容は、賃金、労働時間、パワハラ、セクハラ、妊娠・出産による不利益取扱い、解雇などの労働問題全般です。
- ・ご利用は無料で、秘密は厳守します。
- ・事前予約者優先ですが、当日受付もしますので、直接、会場にお越しください。

2 鳥取県の活動

鳥取、倉吉、米子の各地区で、3月4日（日）に労働相談会を行います。
その他の活動など、詳しくは、別添の参考資料をご覧ください。